

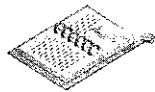
国家公務員法は、「職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。」とし(一〇条一項)、これに違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役または三万円以下の罰金に処する(二〇九条)と定めており、地方公務員法にも同様の規定(三四条二項)がある。ここでいう「秘密」の意味について、最高裁は「非公知の事実であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの」と定義し(昭和五二年二月一九日決定、同五年五月三日決定)、五年二年決定においては「国家机关が形式的に秘密の指定をしただけでは足りない」というものの、「秘密の指定」が必要か否かについて触れるところは無い。ただ、この二つの決定を讀むと、「秘密の指定」があるか

否かにかかわらず、この秘密の定義に該当するものを漏らした場合は全て処罰の対象となるように思われる。

昨年秋の第一八五国会で成立した特定秘密の保護に関する法律においては、行政機関の長が特定秘密として指定したものを、特定秘密を取り扱うことを業務とする者が故意に漏洩した場

合は一〇年以下の懲役に、過失により漏洩した場合は二年以下の禁錮または五〇万円以下の罰金に処すこととしている。ここで特定秘密というのは、同法が別表で定める事項に該当する情報であつて、「公になつていないもの」のうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」として指定されたものであるが、その指定の前提である「公になつていないもの」のうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるものというのは、「非公知の事実であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの」のうち、「我が国の安全保障に

## 新・弁護士月記 22



# 守秘義務

橋本 勇

著しい支障を与えるおそれがある」ものことであり、「特に秘匿することが必要である」か否かは行政判断(裁量の問題)であるとしても、その前提となる秘密に該当するか否かは司法判断の対象となる。このことは、一般職の国家公務員にとつては、指定という形式的な要件が加わつた秘密について、従前からの守秘義務

違反についての刑罰が加重されたこと(懲戒処分の対象となることについては変わりがない)を意味するだけに思われる。

特定秘密保護法についての国会審議やマスコミの議論においては、特定秘密として指定されていない秘密の漏洩が現行法でも処罰の対象とされていることを忘れたかのように、専ら特定秘密の漏洩に刑罰が科されることの是非が問題とされ、その指定が恣意的になされるおそれに集中していたように思われる。そのことが問題であることは否定しないが、より根本的な問題は、最高裁の定義によつても国家公務員法、地方公務員法、地方税法などにおける「秘密」の範囲(特定秘密保護法はこれを前提としているように思われる)自体が不明確であり、個々の公務員が「実質的にもそれを秘密として保護するに値する」か否かを判断し、その結果について責任を負ふこととされていることにあるように思われる。

このようなことのために、行政庁内部における情報の共有や情報公開制度の運用などについてまで曖昧さが生じ、現場での混乱を招いている。今回は、秘密についての基本的な議論をするせっかくの機会であつたのにと惜しまれてならない。

(弁護士)